意見交換会　議事録

【日時】2018年7月6日（金） 10:00～12:00

【会場】ホテルプリムローズ大阪2階鳳凰東の間

【出席委員】

泉本　徳秀　　　　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　代表幹事

大竹　浩司　　　　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　会長

小田　昇　　　　　　　関西鉄道協会　専務理事

小尾　隆一　　　　　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　常務理事

城本　徹夫　　　　　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　理事

高橋　祥治　　　　　　一般社団法人　大阪府建築士事務所協会　顧問

西尾　元秀　　　　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　事務局長

西田　多美子　　　　　公益社団法人　大阪府建築士会　委員

三星　昭宏　　　　　　関西福祉科学大学　客員教授

矢野　等　　　　　　　一般社団法人　大阪脊髄損傷者協会　会長

山田　伸一　　　　　　大阪興行協会　常務理事・事務局長

吉田　勝彦　　　　　　一般社団法人　大阪外食産業協会　専務理事

○建築指導室長挨拶

本日は非常に悪天候の中おこしいただいてありがとうございます。今日はですね、会長と会長代理がですね、お越しいただけない状況でございますが、せっかくお集まりいただいてるのでね、説明等をさせていただき、意見をいただける方につきましては、意見を頂戴させていただきたいと思っています。それとですね、６月１８日にですね、大阪の北部にですね、地震が発生しまして、はじめていろいろ被災された方がたくさん居られる、改めて心よりお見舞い申し上げます。大阪府につきましてはですね、一刻も早く復興するということをですね、警察及び消防職員をはじめですね、被災建築物応急危険度判定等をですね、取り組んで、生活支援ということで住宅の確保にも本日の福祉のまちづくり条例施行状況の検討部会ですけども、大阪府の福祉のまりづくり審議会のもとにおかれてございますけれども、その中で具体的な検討をいただくということで設置していますけども、大阪府ではですね、万博の誘致をですね、取り組みをしている状況ですけども、将来につづいてですね、心身ともに健康にですね、能力を活かしてですね、輝き続けられるまち、大阪は福祉のまちづくり先進都市としてですね、福祉があたりまえということで、福祉のまちづくり条例をやらせていただいているところでございます。本日はですね、国のバリアフリーの基準とかですね、ホテルのバリアフリーの基準のですね、見直しをしながらですね、鉄道のバリアフリーなどもですね、ご意見を賜れたらと思っています。本日はですね、非常に悪天候の中ですね、申し分けございませんけどもよろしくお願いします。以上、簡単ではございますが、よろしくお願いします。

○委員

すみません。今日の会議なんですけど、今日はあるのかどうかよく分からないまま、ただ、僕の場合は事務所との距離も近かったし、今の雨の勢いもそんなに強くなかったので、この場に来れたということでね、来させていただいたわけなんですけども、やはりもう少し、昨日の雨の勢いも強かったし、会議がその段階でどういうふうに開かれるのか、今回は午前中だったので、なかなか難しかったかと思いますが、こういう災害についての対応を求められると思いますので、こういう会議のときにどこに問い合わせればいいのか、どの段階でどういうふうに判断するのか、次回８月にあるかと思いますけど、滅多に起こることではないというよりか、近頃よく起きます。ひとつその辺のことをね、はっきりと取り決めというかどこに問い合わせればいいのかということを明らかにしていただければなと思います。

○事務局

すみません。私どもの方も事前に連絡をさせていただいた方が良かったかと思います。こういった状況の判断の方がなかなか上手くできないところがございまして、本日こういう形で開催させていただくので、今、委員の方からご意見頂戴いたしましたので、次回以降につきましては、きちっと連絡先をつけた形で開催通知の方にご連絡いただこうと思いますので、よろしくお願いします。

○建築指導室長

すみません。本来ならばですね、部会長の方が司会いただくということなんですけども、今日はご欠席でございましてね、せっかくお集まりいただいていますんで、ご説明させていただいてですね、つきましては意見をいただくという形で、部会長の方に相談させていただきたいと思っておりますんですけど、こんな形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。特にご意見ないようですので、このまま事務局の方でご説明させていただいて、ご意見を賜りたいと思っています。ご欠席の委員につきましてはですね、後日ですね、ご説明をさせていただいてですね、そのときにご意見いただくように対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは事務局の方が進行させていただきまして、資料の説明をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○府よりまちのバリアフリー情報の提供について説明（資料１）。

○委員

やはり役所なので民間のマップとの連携ですね、民間同士でしたらスムーズですけど、府のほうと民間でしたらハードルが高いと思いますが、どうぞそちらもやっていただけたらと思います。

○事務局

他にバリアフリー情報の提供について、何かご意見ご質問等ございませんか。

○委員

勉強会にも取り上げていただいて、その時の意見をだいぶ反映していただいていますけども、ひとつ、無人駅、時間帯無人駅についての情報。特に時間帯無人、防犯上の理由もあって、各鉄道会社はあまり明らかにしたくないという意向もあるということを前回の勉強会で仰ってたと思うんですけど、その後いろいろなところと話をしていく中で、JR西日本さん、無人駅の情報を発信していくということを聞いているところで、やはり窓口に行けば書いているところもあるわけですから、隠そうとしていないはずで、それを取りまとめて発信していただきたいと、やはり行ったときに駅員さんがいないというのは障がい者にとっては使いにくい情報だというのがあって、ちょっと前の説明ではよく分からないところがあったので、もう一度ご確認いただいて、情報の中に追加していただくことを検討していただけたらなと思います。以上です。

○事務局

今、委員からいただいた意見につきましては、勉強会のときに頂戴したんですけども、その後に我々の方で今現在、取りまとめはまだ終わってないんですけど、鉄道事業者さんの方に無人駅の関係でアンケート調査の方をしている途中で、どのような形で委員からご発言がありました情報発信ができるか、できない場合は理由を添えてという形でさせていただいておりまして、まだ全て返ってきてないという状況でございます。最後にまた日程等の説明をさせていただきますが、第二回目の部会の頃には、アンケート調査結果のご説明をさせていただこうと思っていますのでよろしくお願いします。

○委員

バリアフリー設備ですね、ぜひ追加していただきたい項目があります。大型デジタルサイネージ、電子広告がですね、どうしても重宝しておりましてですね、最近増えてると思うんです。それが何処にあるのかということを、ぜひ、このバリアフリー設備の情報の中に入れていただきたいと思います。知的障がいの人には、ああいうのはとても有効であります。駅から目印の写真がすぐに検索できたり、ルートが検索できたりということがございまして、最近あちこちの駅で設置が進んでおりますので、これをぜひ情報として追加していただきたいと思います。

○事務局

委員からありましたデジタルサイネージにつきましては、駅で使用されている方もおりますんで、鉄道事業者さんに意見を聞きながら、また考えていきたいと思っています。

○委員

バリアフリーの情報のホームページを見ますと分かると思うんですけど、実際これはこれで分かるようになっているんですけど、例えば、エレベーターを探すとかトイレを探すとかの時に、一回でも自分が行ったことがあるところだと、すっと行けるんですけど、やっぱり初めて行ったところでは見つけられない、分かりにくいということもあるので、もっと現場での表示を分かりやすくして欲しいと思います。

○事務局

頂戴したご意見につきましては、鉄道事業者さんに伝えておきたいと思います。

○委員

情報提供していただいていますけど、これ、クリックした後に視覚障がい者の場合は、音声が出るようにしていただけませんか。クリックした後に文字は出てくるけど、音声が出てこないということがありますので。

○事務局

大阪府のホームページなんですけども、このバリアフリー情報の提供というのは、府の職員で作成しているホームページになりまして、もともとが自動で音声案内を発するような仕組みにはなっておりません。ですので、視覚障がい者の方には、音声ソフトをダウンロードして、利用していただくという現状でございます。

○委員

今のホームページの視覚障がい者に対する対応としまして、各行政のホームページというのは、画面を音声で読んでくれるソフトというのがあって、それを使えばいけるんですけど、それは使ってみないと分からない、分かりやすいかどうか分からないとうので、音声化ファイルだからといって、全てが分かるということがないとういうことがひとつと、音声ではわからないこともあるので、ひとつのツールとして情報提供にはなるけども、視覚障がい者に音声で情報を提供したから分かるものでもないという認識はお持ちですかね。

○事務局

このホームページを立ち上げる際にですね、我々も視覚障がい者団体の方のほうに出向きまして、そこで音声ソフトのパソコンにどういう機能があるのか確認して作成したということです。その配慮事項としましては、構内図では直接画像の所のリンクを貼るというのは避けてまして、最終的には構内図のpdfにいきますけども、直接ホームページからpdfにいくというのは避けてまして、事業者のホームページの文章のところにいって、そこから構内図のpdfのところにいってもらうということです。以上です。

○委員

この論議はいつもさせていただきますんですけど、そのPC自体のツールを上手に使える方と、そうでない方がいるので、このホームページにこういうことをしていただいたということは非常にありがたいことですし、先進的なことだと思うんですが、これが全てということではなくて、やっぱり現場に行った際の点字ブロックのことも含め、進めていただくということと同時に、このホームページを当事者が実際使ってみて、視覚障がい者の方とお話をされたりとかあると思うんですけど、現実的に使ってみて、意見が言えるような場所というのも含めてわからないんです。そこを対応していただくことで、もっと使いやすく便利になるということと、先ほども言ってましたように、無人駅なのかどうなのかというような情報もこういうもので見て、今回でしたら地震とか雨天のときに電車のことを聞こうと思ったら駅員がいないということがあるわけでね、そのときPCとかでできるようになって総合的に充実させていただきたいというお願いです。

○事務局

今、提供させていただいているホームページは、できるだけ分かりやすいようさせていただいているつもりではございますが、こういった福祉のまちづくりの審議会でご意見を頂戴いたしまして、それを良いように反映させていただきたいと思っております。

○委員

現状認識としては、現在のバリアフリーの最大課題は何かと聞かれたら、1番は視覚障がい者対応が96%できてません。点字ブロックがある、ないの話で、最近だって音声がどうやらとか、ごく簡単な話、視覚障がい者が知らない駅で降りて、トイレに行こうとしたらどっちか全く分からないし、出口がどっちかも全く分からないし、情報がないので一日でも早くこの状態を克服しなければならない。いろいろな方法があるのですが、ようやく見えてきたのが、情報化の流れ。この課題は皆さんにバリアフリー情報がどうなっているかお伝えする話なんですけども、それ以外に現場に行く前にもう少し細かい情報、駅構内の細かい配置をお伝えすることが可能になってきていますので、これからの課題になってくるのかなと思います。それから今の発言ですが、近年になってテキストから音声というのはもうとっくにできるようになっているんで、それは簡単です。音声入力もとっくにできているので簡単です。でもその両方、音声入力と音声出力を使って、すべてURLで情報が取れるという、基本的なアルゴリズムではもう難しい。現在それはかなりできていますね。それを使いこなす方は、すごく使いこなしていてですね、最新のソフトだとあらゆる情報が音声入力を指で操作するが如くどんどん時間的に遅れなしで使えるようになってきていますのでよろしくお願いします。

○事務局

これからもバリアフリー情報のご意見を頂戴いたしまして、できるだけ分かりやすいようにさせていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○建築指導室長

今バリアフリーの情報提供についてご意見いただいたんですけど、また戻っていただいて結構なんですけど、次の鉄道駅等のバリアフリー化の推進についての方に進めさせていただいてよろしいでしょうか。そうしましたら次の鉄道駅等のバリアフリー化の推進についての説明をさせていただきたいと思います。

○府より鉄道駅等のバリアフリー化の推進について説明（資料２）。

○委員

4つほど質問させていただきます。1つ目は大阪府で国から出されたところをより厳しく縛りをかけなければならないものを作る、もしくは、した方が良いのをつくるのかという質問です。というのはパブリックコメントまで取るということは、条例で編集は受けると思うんですけど、これはどういった、府のほうでこうしなさいというものを策定しようとしているのか、というところが一連の中でどういうものなのかという質問です。2つ目はですね、バリアフリー基本構想の状況というのが2番目にでてまして、今、改正の状況によると、地域における取組の強化で、マスタープラン制度の策定で、論点の最後のほうがあたってくると思うんですけど、基本構想の充実を図るということで、大阪府の方からもっと強い方針がだせないのかということです。市町村では、基本構想がなかなか進んでいないというのもありまして、今度マスタープランが策定されるので、それを軸にしてどう進めていくかというのが大きな課題になりまして、それを大阪府がどうしていくのかという意見です。それと同じようにですね、乗継ルートのことが多く書かれているんですけど、エレベーターのかごの大きさが、あんまり書かれていないような気がしまして、やっぱりこの辺の規定をしっかりとしてほしいなと思いました。あとは、これは検証としてですが、無人駅について大阪府はどう考えているのかとか、可動式のホーム柵がいろいろな所にできていますが、その基準をどういうふうに作っていくのかというのを、今後の検証の課題としていくべきではないのかということです。最後4つ目ですが、これ報告の所にも書いていますが、大阪府ユニバーサルデザイン推進指針の策定についてですが、これは勉強不足かもしれませんが、急にでてきたような気もしますが、どういったものなのか、どこで策定が決まったのか、これは報告の方にも書かれているので、そのときに説明するのかもしれませんが、ちょっと今ついでに言っておきます。

○事務局

まずですね、この鉄道駅のバリアフリー化の推進指針について今回、論点整理のほうをさせていただいて、大阪府としての鉄道駅のバリアフリー化についての方針、取組の考え方というのを取りまとめていきたいと考えております。鉄道駅のバリアフリー化につきましては、利用者数3000人以上の段差未解消駅のバリアフリー化につきまして進めていくところでございまして、これは国の基本方針に従いまして、2020年におおよそ完了するというところでございます。この1ルート目の3000人以上の方も目途がついてきたということで、また新たに2ルート目も行っていく必要があるというというところでございまして、これは府議会のほうでも議論になりましたが、例えば、乗継をするような駅、利用者数3000人以上の駅で、通常ですね、健常者がA事業者からB事業者に乗り継ぐ時に、階段を昇って最短距離で移動ができますが、エレベーターを使うとなると、遠回りをすることが想定されますので、その取組を大阪府の方針として作っていきたいなと考えております。国の方の法改正等につきましては新設、大規模改修とかなんですけども、大阪府の意見としては、これからも進めていく予定ですが、大阪府としてどういう方針がふさわしいか決めていきたいと考えております。順番にいきまして、基本構想については、大阪府内の市町村33市町で作成をしていただいておりまして、135地区で、全国的に見ましても市町村数だけでいきますと、かなりの数の市町村が基本構想を作っていただいてるかなというふうに思ってはおりますが、検証のところにあります、継続協議会というような一応作ったあとに、また道路とか整備したあとにですね、またいろいろとまちの状況も変わってきますので、どのようによりよくまちを作っていくかということを、継続協議会でお話をしていただいてるというところも10市町ある状況ですので、こういったものも設置していただいて増やしていただけたらなというところでございます。あと、エレベーターのかごの大きさについては、今回これは省令改正で大きさにつきましては、規定の方をしているところでございます。利用状況に応じてきちっとエレベーターの複数化ですとか、大型化の義務付けというかたちでございます。できるだけこのような状況を考慮していただいて対応していただくことが望ましいと考えてはいるところでございます。無人駅につきましては、先ほどの情報提供のお話の中ではさせていただいたんですけど、情報提供については、どのような情報提供が可能かどうかということで、その辺も見定めながら対応の方を考えております。ホーム柵につきましては、大阪府の都市整備部の方が、今年の3月にですね、取組の方を大阪府のホームページに掲載させていただいているところでございます。府の方ではホーム柵については一定の考え方等をまとめている状況ではございます。最後になりましたけど、大阪府ユニバーサルデザイン推進指針の策定については、本日の1番最後の報告にも書かせていただいております。これは今年の6月末に出来上がったばかりで、今までの大阪府が行っているソフト的な施策とハード的な施策、これを中心にですね、心のバリアフリーとまちのバリアフリーというかたちでして、国の法律指針を踏まえまして、今やっている大阪府の施策を取りまとめしていただいて、大阪府行政でありますとそれぞれの部局と連携してできるようにという形で取りまとめのほうをさせていただいたものです。詳しくは最後の報告できちっと説明はさせていただきたいと思います。以上でございます。

○委員

資料を見させてもらいましたけど、バリアフリー化の中には、聴覚障害者のために音声を見える形に変えるというバリアフリー化がどこにも載っていない。調べても分からないところがたくさんあります。聴覚障害者のために、音声に代わる字幕とか手話を見て判断できる、移動ができる、そのあたりの方針が全くでていないように思います。それは別に考えているのか、または入れていただけるのでしょうか。

○事務局

　情報提供につきましては、一応、今回のバリアフリーの推進の中で３つ目の中でバリアフリー情報の提供の中で入れさせていただいております。先ほど一つ目の議題でもありました、情報提供と被ってまいりまして、今後、先ほど視覚障がい者の方ですとか、ろうあ関係の方、いろいろ障がいの方もいらっしゃいますので、そういった方につきましての対応につきましては、バリアフリー情報の提供の充実の中でどのようにやっていったらいいかというところをまた皆様のご意見を頂戴しながらホームページの充実等を含めて考えていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○委員

　それはどこに書かれていますか。

○事務局

　先ほどのバリアフリー情報の提供の中で委員のほうからもご意見ございましたし、今、委員のほうからもご意見ございまして音声での充実ですとか、いろいろご意見を頂戴したと私は認識しておるところでございます。先ほどの議題の資料１のほうでですね、いろいろ障がい者の方もいろいろな方がいらっしゃいますので、視覚障がい者の方ですとか、聴覚障がい者の方も含めてじっくりと情報提供できるように今後取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○委員

　資料１でしょうか。

○事務局

　はい、資料１のほうで、先ほど構内図とかバリアフリー設備とかが一応提供できるというかたちではなってるんですけれども、視覚障がい者の方とかからちょっと見にくいとご意見頂戴しましたので、できるだけ見やすいように充実できればと考えてございますので、今後の検討課題とは考えてございます。

○委員

　すみません。バリアフリー化の方針がいろいろ書かれてありますね。その中で情報、アクセシビリティにつきまして、充実がないという質問なんです。大きな方針の中で検討していきたいというお話はわかりますけれどもはっきりと文章化してほしいですね。このようなかたちをとってほしいと思います。どこに書いてあるかがちょっとわからないのですが。

○事務局

　今回は論点整理ですので、情報提供を充実していきたいというかたちで鉄道駅のバリアフリー化の推進については、そういうかたちでさせていただいております。個々の情報提供の仕方につきましては、先ほどの議題、まちのバリアフリー情報の提供の中でありましたとおり個別にどのようにしていったらいいかとか、情報提供が非常に視覚障がい者の方とか聴覚障がい者の方にわかりやすくなるのかということはご意見を聞きながら、それからホームページにつきましては、回答していきたいと考えておるところでございます。

○建築指導室長

　ご説明させていただきました資料１の裏側ですね、ホームページの鉄道のですね、これらを充実させていくというですね。聴覚障がいの方にはですね見やすいかたちにはなっているんですが、これについては更に見やすくなるようにと考えております。資料２の論点の３、バリアフリー情報の提供促進のところで更に充実を図るべきではないかと書かさせていただいておりますけれども、ますます訴えにかけるところがございますので、そこはおっしゃっていただきました聴覚障がい者の方、それから視覚障がい者の方、今後検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

○委員

　今、情報ということで私も委員と同じことを思いましたのが、委員が仰っている情報というのは鉄道駅のバリアフリー化の今こうなっていますよという情報を府庁のほうは仰っているんですけれども、利用している中で、今、毎日、日常的に鉄道の遅延、それから振り替え運送等が日常になっている中で、そういうときの情報を得るツールが充実していないと。それらの今ここまでできましたよということは民間でも取り組めることですし、それぞれ府でしている中、府が事業者さんのことも含めて私たちが申し上げていることを進めて頂いていることはありがたいと思っているんですけれども、今、利用している中での情報ですね。それが少ないということで、大きなお話になりましたので、２つですね、日常的に事故等の遅延等が日常化していると大阪府において日常化しているということと、災害の可能性が非常に高いといわれているのが、大阪。今日みたいなこともあるし地震についても。部署が別部署で検討していただいているということをこの大きな流れの中では合体して方針の中で当然何番かに入れていただくべきだと思いました。その2点が大きな流れの中で必ず必要になると思いました。

○事務局

　ご意見ありがとうございます。今、委員から頂戴した今日のような電車が遅延とか動かない情報ですとか、また災害の情報などをきっちりと情報提供していくというようなことは考えていかないととは思っております。

○委員

そうじゃなくてですね。遅延とか振り替え運送が毎日、日常的になっているということを認識していただいて、それが字幕で出るようになっている電子板もあれば、音声だけで言っておられるというのもありますし、それらについてなんらかの方針、事業者さんにお願いするっていうのが、急務で。日常になっているっていうのが災害とは別に申し上げたんですけど、大阪では事業者間の近隣の駅名が違います。普段、南海電車とか大阪メトロに乗っているけど振り替え運送のときに何処に行ってくださいっていうときに、同じ駅なのか名前だけが違うのかということがあるので、アナウンスだけでは分からない。外国人の方についても同じです。日常的に遅延する、振り替え運送があるというのと、大災害のときというのは別問題だと思います。

○事務局

通常時の情報提供の話だとは理解しているんですけど、これにつきましては設備的にこれぐらいならいけるかというのもありますし、今現在、鉄道事業者さんのほうも、設備補助という形で職員研修とかで、ハード面で情報提供できないときのソフト面での対応というのに非常に力を入れているというのは聞いてるんで、そういったことはきちっと情報提供させていただきたいと思っています。

○委員

今の話の続きで委員の話をもう一回繰り返しますが、先ほどの発言はまちのバリアフリー情報提供の話は大変結構なんですけど、そもそもですね、視覚・聴覚・言語障がいの対応のまちづくりの全体についての方針が見えないというご発言があったと思うのですけど、それについて事務局の答えは、資料1で情報提供についてはしっかり対応しています、と聞こえたんです。それはそれで結構なんですけども、全体の情報のバリアフリーの推進、これが伝わっているのかどうか。情報というのはどこでどういうことがあるというアナウンスメントだけじゃなくてですね、先ほど委員も仰っていました、バリアフリー継続協議会をしてどっちがトイレとかエレベーターとかが分かるようにするというような指針を作ってみたり、あるいは災害時における視覚・聴覚・言語障がいの方々への技術的対応というのが考えられる。大阪府は国の方針に対してどう考えているのか、十分なのか、大阪府はこれに対してこういうことをするんだ、あるいはしたいというような決意表明が見えてないなと思いました。だから間違っているわけではなくてですね、府の資料1にあります、情報提供を進めていく、これは非常に素晴らしいことだと思います。これをどんどん進めると同時に情報バリアフリー法やっていってください。それと委員にちょっとお聞きしたいことが、国のほうは基準で情報バリアフリーは強力に進める方針を持っている。そこは国に代わってお話したい。特に今回のガイドライン改正では情報バリアフリー改正が最大の目玉。これはもう時間ないんで止めますが、またガイドラインを勉強し、大阪府がどう進めるかそういうことを議論する機会を持ったらどうか。委員、これ府の代わりに申します。ぜひガイドライン読んでください。最大級のテーマとして強化されました。すみません、発言の補足させていただきます。私自身今回の鉄道駅等のバリアフリー化の推進についての政府の検討の中心メンバーとしてやってましたし、今回の国会、衆議院の冒頭の参考人として出ておりまして、その補足。事務局のさっきの話非常に良いんですが、ちょっと分かりにくいところがあるんで、文言でてこない裏の話をちょっと補足させてください。まず第一に理念規定で権利が何で入らんのかという強いお叱りがはいっておりまして。これは大阪府が常に苦労しまして。権利概念がないと、やれ金がない、やれ技術がない、やれ仕組みがない、やれ事業者が言うことを聞かない、何らかの事情で下を向いていた。ところがきちんと権利として位置づけるということ。これが障がい者の団体の方々からの主張であります。それを今回散々議論したんです。今回権利という言葉が入っておりません。その理由はですね、これは課長が再度明言いたしました、権利という言葉は入っておりませんが、権利という言葉と同等の扱いとして、これはバリアフリーはこれからも進めなければならない。障がい者の権利は条約もありますし、権利という言葉があると考えてくださいとまで発言があったことを申し上げます。ではなぜないのかですね、これは現在ではまだ、バリアフリー問題だけではなくてですね、様々な問題の責任の取り方、これを権利という文言を入れますとね、権利保障としてしか法律の問題として、社会システムとして日本は事業者責任が大きい社会であります。そのように考えていきますといっぺんに簡単に権利を入れる社会にまだなっていない。それが課題ですという認識をしたということです。以上、そこは補足しておきます。何か権利があるものとしてご理解ください。全体を通じてですね１番強く発言を申したのが多数の委員のなかで東京在住の方がたくさんいるよと。東京以外在住は私と○○さんだけ。一部自治体職員で出てくるとすれば大阪府ぐらいです。こんなばかなことは無い。やっぱまちづくり関連の法ですから地方を重視してつくらなければならないこれはどうしてもバリアフリーの場合は中央の団体の形成は歴史的習慣としてやっています。ですからその習慣を変えなければいけないということをしておりまして、その結果エコモ財団は急遽、大阪・名古屋にはヒアリングに来ています。このヒアリングを踏まえたうえで。それから今回の法改正で１番ポイントになってきますのが中盤のマスタープラン制度、それから評価会議というのが我々の意見なんですが、基本構想を作ったばかりで、あるいはバリアフリー化をしたばかりで、そのあとの評価を当事者参加でやっていない、あるいは作る最中から当事者参加でやっていないのではないか、というので、これからは評価会議というものを作ってしっかりやっていくんだというのが今回の最大級のポイントです。さて、これからどうしていくのか、これは国から大阪府に投げられた大きな課題だと思いますので、これをぜひ論点のところにいれていただきたいと。マスタープランも同じように、なぜこの制度が入ったかと申しますと、今までの基本構想は事業計画が大きかった道路はどうする鉄道はどうする、バスはどうするとか、事業計画の性格が強くて、まち全体をどうする、この駅をその中でどうするのかこの駅はどうするのかという。一例あげますとこれは奈良にある駅なんですけど、これはどうしてもみずがつく駅で、まちづくり全体としてみずがつかないまちづくりを進める中でバリアフリーを進めるという、だから手がつけられない。したがってバリアフリーが進められていないというようになっている。大阪にも同じような事情を抱えているところもあります。さまざまなことを成功させてバリアフリー戦略を作るんだ。これがマスタープランです。従来の基本構想で前半部つまりマスタープランの基本的な考え方がしっかりと充実しているとこに関しては、あえてマスタープランを作りなおさなくても、極端にいけばそこをマスタープランという名前にしていただければいいんですよね。このへんになると私の意見になりますが、国としてもそういうことはあります。言いたいのは事業計画にちゃんと入って前のページをコピーとかで貼り付けているのをもう一回しっかり考え直す市の全体計画にちゃんと書いてある基本構想はあんまりないんでそれを作ってくださいということです。それからあとは下のガイドライン等についてはこれは大阪府はほとんど実行していることなんですね。この前の京橋の訴訟、京橋訴訟、大阪府下で全国に先駆けてやっていることでして障害者の方々が。今回の法律のガイドラインの終盤で強力にいれました、京橋訴訟が意識される大阪府にとっては当然なんですけど、全国でみれば。１例をあげますと電車の車椅子スペースで、法律では１編成に１箇所だったんですが、これを増やそうということで、大阪府はこれを９０年代にやっていて全車両が車椅子が乗れるようになっています。今回の改正で１編成に２箇所なんで、全国的なことと考えますとね、同意せざるを得なかったんですがね、そういう関係なんで今回のものはですね、大阪府としては物足りない部分は、ここはこうしてということを積み上げてですね、そうしないとレベルが決して高くはなりません。それから１部情報バリアフリーについてはですね、大阪府は自慢できる状態ではない、ということもしっかりと認識していただきたい。ちょっとこれだけエレベーターのことは入れたかったんですけどね、いまは11人乗りなんですけど、これを最低17もしくは15人乗りにすることを継続課題としてやっていきたいと、現在車椅子だけではなくてですね、ベビーカー、大きい荷物、外国人とかですね２回待ちなんてざらですよ。昼のお母さん方がやってくる時間帯、あれは本当に車椅子の方、お母さん方が大変ですからね。ちょっと補足そんなところです、すみません。大阪府はもっと志しが高いということ言いたくて。

○事務局

ありがとうございました。大阪府の方でもですね、今回、国のほうで法改正、省令改正していただきまして、バリアフリー化の方針の方を作っていきたいなと思います。

○委員

違う観点から2点ほど意見を言わせていただきたいと思います。１つは先ほど委員からありましたけど、論点の中に考慮すべき必要として高齢者、障がい者、外国人観光客と書いてるんですけど、やっぱり社会全体としての子育て支援という項目をもっといれるべきではないかなと思います。ベビーカーでの外出あるいは子供を連れての外出、それをしっかり明記をして解決策がないかもしれませんけども論点として私は必要だと思います。それからバリアフリーの状況が整ったとしても、それに抗う事象がたくさんありまして、その1つが利用者マナーの問題ですね。例えばスマホ歩き、エスカレーターの歩行乗車、キャリーバックで人の足を引いてしまう、あるいは支援の必要な人に対する配慮が足りていない。見てみぬふりするとかですね。さらにはマタニティーマークを付けてる人に対する嫌がらせ。そういったこともありまして利用者マナーの向上をするという視点でですね、バリアフリーを支援する記述ができないかなと思います。以上です。

○事務局

今仰っていただいているような子育て支援でエレベーターの利用なんかも考えられますし、またマナーに関しましてもこれからも考えていきたいと思います。時間の方も押してまいりました。

○建築指導室長

そうしましたら、次の議題にはいってもよろしいでしょうか。最後にまたなにかご意見等ありましたらご発言の場を設けさせていただきます。それでしたら続きまして報告の、国のホテル又は旅館のバリアフリー客室基準に関する検討会の状況と大阪府ユニバーサルデザイン推進指針について、ご説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○府より国のホテル又は旅館のバリアフリー客室基準に関する検討会の状況及び大阪府ユニバーサルデザイン推進指針について説明（資料３－１、３－２、４－１、４－２）。

○委員

ユニバーサルデザイン推進指針というのは、今大阪府がやっている取組の方を記載しているということをお伺いしたんですが、参考資料では大阪府でいろいろな法が課せられているということですが、これを機にこっちの取組を見直すというのは今のところはそこを整理してまとめたというものなのか、それともこれを機に改めて見直していくというのが進められるのか、その辺がどうなっているのかというところ。府の取組をまとめ直した、具体的に言うとね、ユニバーサルデザインのところで、もうちょっとこうして欲しいというところがあったりとか、それは継続して、これをどう進めていくのかまたそういうことのなかで考えられているのかという確認です。

○事務局

ユニバーサルデザイン推進指針につきましては、今委員が仰ったとおり、これまでは部局の取り決めの方を参考資料4の方で国の行動計画の項目に従って、府の取組という形で施策を対比するような形で記載させていただきましたが、府の取組につきましては、府の取組にあたりまして、それぞれ参考資料がありますので、その中でまたいろいろな進め方がございますので、こういった部会や審議会で当事者の方ですとか、関係者の方のご意見を頂戴したうえで施策を進めさせていただきます。他部局の方でもいろいろな進め方がされるので、そういった取組でここの内容が変わってくればですね、連絡会議のほうを設置していますので、こういったものも改善されていくのではないかと思っております。

○委員

応援として一言だけ、ぜひ頑張りましょう。やってることを文章としてできましたし。特に関西では兵庫県、滋賀県が早くから取り組んで、バリアフリーを作るこういう施策がいかにまちづくり推進室的な取組じゃなくて、あらゆる部から推進があるので、大阪府はこれから頑張りましょう。

○建築指導室長

最後に時間が押しておりますけども、最後に全体を通じてですね、何かございましたらお聞きしたいと思います。もし後で何かございましたら事務局の方に仰っていただければご回答したいと思います。

○事務局

それでは皆さんありがとうございました。次回はですね、8月27日月曜日15時から審議会の部会のほうを開催させていただく予定です。照会につきましては事務局から別途ご案内させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。最後にご挨拶をしたいと思います。

○建築指導室長挨拶

では閉会にあたりまして、ご挨拶させていただきます。本日は非常に悪天候の中ですね、会長と会長代理がいないという想定外のことで事務局が進行させていただきましたけども、拙い進行で申し訳ございませんでした。会長と会長代理が欠席されるということを想定してですね。本来ならばですね、会長代理を選出していただくんですけども、急遽事務局の方でさせていただきましたけれども、次回ですね連絡をですね、鉄道が動かないとかの災害のときにですね、どうするかとかの検討をしてですね、必要な体勢を整えたいと思っております。本日はですね、貴重なご意見をいただきまして、これを会長・会長代理にご相談させていただきまして、次回の部会のほうで取り決め方針案というものを提出させていただいて、またご意見の方を賜りたいと思っています。本日は非常に悪天候の中お越しくださりありがとうございました。今日ご欠席された方につきましては、またご意見をいただくような形で回答させていただきたいと思っています。それではですね、これで部会の方を閉会させていただきたいと思います。本日は本当に悪天候の中お越しいただき、また事務局の拙い進行で迷惑をかけ申し訳ございませんでした。ということで会議をおわらせていただきます。どうもありがとうございました。